

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------------|
| 8 | 健康増進事業(がん検診等)に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小郡市は、健康増進関係事業における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進関係事業では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

小郡市長

公表日

令和4年3月8日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 健康増進事業(がん検診等)に関する事務 |
| ②事務の概要 | 本事務は、健康増進法に基づく健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導、各種がん検診など、市民の健康増進のために必要な事業を推進するために行う事務である。 ①利用申込、対象者確認 ②免除申請・決定・却下(課税状況の確認) ③受診券の発行 ④事後指導、結果管理 |
| ③システムの名称 | 健康管理システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー、行政基本システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 成人健診ファイル、住民情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表第一76の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <情報照会の根拠法令> ・番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条(健康増進法関係) <情報提供の根拠法令> ・番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条(健康増進法関係) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 子ども・健康部健康課 |
| ②所属長の役職名 | 健康課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 経営政策部総務広報課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 子ども・健康部健康課 住所 福岡県小郡市二森1167番地1 電話0942-72-6666 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年2月25日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年2月25日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|-----------|
| 平成28年4月28日 | I-5. ②所属長 | 健康課長 藤吉 宏 | 健康課長 高田 寿賀子 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | 新様式への変更 | | 新様式追加項目への記載 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | I-7. ①請求先 | 経営政策部総務課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111 | 経営政策部総務広報課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111 | 事後 | |
| 令和3年7月8日 | II-1. 対象者人数 | 平成27年4月1日 時点 | 令和3年7月8日 現在 | 事後 | |
| 令和3年7月8日 | II-2. 取扱者数 | 平成27年4月1日 時点 | 令和3年7月8日 現在 | 事後 | |
| 令和4年3月8日 | I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 | 2)実施しない | 1)実施する | 事前 | |
| 令和4年3月8日 | I-4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | — | <p><情報照会の根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条(健康増進法関係) <p><情報提供の根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条(健康増進法関係) | 事前 | |
| 令和4年3月8日 | II-1. 対象者人数 | 令和3年7月8日 現在 | 令和4年2月25日 現在 | 事前 | |
| 令和4年3月8日 | II-2. 取扱者数 | 令和3年7月8日 現在 | 令和4年2月25日 現在 | 事前 | |
| 令和4年3月8日 | IV-5~6 特定個人情報の提供・移転、情報ネットワークシステムとの連携 | 提供・接続しない | 2) 十分である | 事前 | |